

〔投稿論文〕

韓国における企業倫理論の歴史的展開*

下関市立大学経済学部専任講師 中川 圭輔

1. はじめに

近年、日本では相次ぐ企業不祥事の発生により、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）や「企業と社会」（B and S：Business and Society）、さらには企業倫理（Business Ethics）に高い関心が向けられているが、この傾向は隣国の韓国でもみることができる（全国経済人連合会，2008，p. 2）^{（注1）}。

本稿の目的は、韓国において企業倫理論はいつ頃から登場し、これまでどのように論じられてきたのかを明らかにすることである。また、「企業と社会」論や企業の社会的責任論が企業倫理論とどのように関連付けられ、議論されてきたのかも併せて考察する。

本稿の内容は次の通りである。はじめに、予備的考察と称して、米国の事例を取り上げる。上記の問題は米国でいち早く議論されてきた歴史があるため、米国での議論が韓国でのその比較対象になり得るためである。続いて、韓国における企業倫理論の展開過程を考察する。その際、米国の展開過程と韓国のそれとは多少異なることを示す。続いて、近年の動向について、現地でのインタビュー調査の結果を中心に紹介する。最後に、本稿を通して明らかになったことを整理する。

2. 予備的考察—米国の事例—

企業の社会的責任、「企業と社会」、企業倫理、これらの用語は相互に関連していたり、内容が重

複していたりするため、厳密な区別のないまま使用されることが往々にして見受けられる。しかしながら、突き詰めていけば、それぞれの用語の登場背景は異なり、議論の登場にも順序がある。ここでは、それぞれの議論の歴史的展開を概観することとしよう。

2.1 社会的責任論の萌芽

上記の中で最初に問われ始めたのは社会的責任、それも経営者に対する社会的責任であった。議論の嚆矢は1920年代の米国にまで遡ることができる。当時、米国はビッグ・ビジネスと呼ばれた時代を迎え、大企業体制が確立されつつあった。

とりわけ、この時代には効率性の向上が道義的な善として認識されたため、経営の合理化や科学的管理が推進された。また、ビジネスの成功とともに企業規模が肥大化する中で、企業権力の拡大や経営者の決断力が大きな影響を与えた。それゆえ、経営者に対する社会的責任論が浮上するようになったわけである（百田，2008，p. 131）。

経営者の社会的責任については、英国ラウントリー社の経営者であったSheldon(1924)の著書が有名である。同書には「Social Responsibility of Management」という1章が設けられており、経営理念に基づく経営者の社会的責任とその環境との関係性が論じられている。同書は当時の米国経営学に多大な影響を及ぼしたとされ、米国の企業倫理研究の基盤を築いた研究とされる。

その後、世界恐慌を経て米国経済は低迷期に入るが、1950年代には、第二次大戦や朝鮮戦争の特

*本稿執筆にあたりインタビューに応じて頂いた関係者各位、および研究協力者の安兌熾氏（明治大学・院）に感謝致します。

需の影響もあり、経済は回復の兆しをみせ始める。その中で、社会的責任論は経営者のみに限定されることなく、広く企業人あるいは全てのビジネスマンの社会的責任にまで言及されるようになっていく。

この時代の代表的研究として、Bowen(1953)があげられる。同著は「自由企業体系の特徴である経済行為決定の自由が、私企業体の所有者や経営者層だけでなく、社会全体の各層ビジネスマン何百人にひとしく与えられていなければならない」とし(日本経済新聞社訳, 1960, pp. 18~19), 社会的責任は決して経営者個人の問題に止まらず、個々のビジネスマンにまで求められるものであると説いている。

2.2 「企業と社会」論の登場

1960年代に入ると、米国は「パックス・アメリカナ」と呼ばれる好景気に突入し、世界経済を主導するほどの高度経済成長期を迎える。しかし、この頃は経済が好調な一方で、様々な社会運動の気運も高まり始めた時期であった。例えば、1964年の公民権法の制定による人種差別の撤廃運動や1965年のラルフ・ネーダーを代表とする消費者主権運動などがあげられる。

そのような中、米国社会では企業の成長や繁栄とともに、企業が保有する権力も次第に拡大し始めるようになり、企業の社会に対する影響力も増大し始めた。それにより、「企業と社会」論と呼ばれる学術研究が行われるようになり、社会から企業への問いかけが行われるようになったのである。たとえば、McGuire(1963)やDavis and Blomstrom(1966)の著作が発表され、盛んに「企業と社会」論が議論され始めた。

また、企業権力の拡大とともに、その権力が誰に対して及ぶのか、誰に対する社会的責任が求められるのかを明確にするため、企業の利害関係者

(ステイクホルダー)が意識されるようになった。

2.3 企業倫理への視点

1970年代に入ると、企業による不祥事が目立ち始めるようになる。1974年のウォーターゲート事件や翌年の米国企業による外国政府への贈収賄事件、さらには米国企業の不正政治献金問題等、立て続けに企業不祥事が発生したため、米国民の中では「企業は全て共犯」であるとの見方もなされるようになった。そして、「企業と社会」や企業の社会的責任の議論に加えて、経営の倫理性が厳しく問われるようになる。そこで、企業倫理論が学術界を中心として議論され始めたのである(梅津, 2000, p. 28)^(注2)。

その甲斐もあってか、1976年にはハーバード・ビジネススクールにて企業倫理の講義が開始されたり、バントレー・カレッジに「ビジネス・エシックス研究所」が開設されるなど活発な動きがみられるようになる。また、企業の社会的責任が事後的責任への危機管理という意味付けだったのを反省し、事前的な責任を問う企業の社会的即応性(Corporate Social Responsiveness)が提唱された。

しかしながら、学術界を中心とした研究の盛り上がりとは裏腹に、実際の米国社会では企業不祥事が相次ぐようになる。1980年代半ばに起きた防衛産業のスキャンダルは公的機関の不祥事であったため、民間主導で倫理遵守の必要性が喚起され、そのための運動が展開された。また、この頃から企業倫理教育に関する方法論も盛んに議論された。

1990年代になると、上述した倫理遵守運動の成果として、1991年には連邦量刑ガイドラインが制定された。さらに、1990年代半ばには、企業倫理の制度化が叫ばれるようになり、本格的に企業倫理への取り組みが行われるようになったわけである。

以上のように、企業の社会的責任、「企業と社

会」，企業倫理の各論はその登場背景を異にする。つまり，最初に経営者の社会的責任が問われ，その後，経営者だけでなく広くビジネスマンへも社会的責任が求められるようになった。それから，米国経済の高度成長に伴って企業権力が拡大し，企業の社会に対する影響力が懸念され始めた。その中で「企業と社会」論が登場した。その後，数多くの企業不祥事が発生し，これを契機として企業へ直接倫理を問う声が出てきたのである。

このように，米国社会では企業の社会的責任，「企業と社会」，そして企業倫理の順に議論が発展してきたとみることができる。

3. 韓国における企業倫理論の展開

周知の通り，韓国は1970年代から急速な経済成長を経験し，それに伴って財閥企業が発展してきた。経済が急成長を遂げた後，即ち1980年代に入っても財閥企業の成長は止まるところを知らず，次第に韓国社会への影響力が議論されるようになった。その議論の中心が，「企業と社会」論および企業の社会的責任論であったわけである。

この点について，韓国での議論の展開過程は，米国でのそれと相違ないことがわかる。ただ，米国と異なる点をあげるとすれば，それは企業倫理への喚起が「企業と社会」や企業の社会的責任の議論よりもいち早くみられたという点である。そこで，本節では，まず韓国における倫理の意味合いを確認した上で，韓国の企業倫理論の展開過程を考察する。

3.1 韓国における倫理の意味合い

かつて朝鮮半島では，高麗王朝の時代，仏教が国教として信奉されていた。しかし，高麗王朝に代わって李氏朝鮮王朝が国を支配するようになると，国教として儒教が採用された。儒教は現在の

韓国社会でも根強く規範化されており，とりわけ，父系の血縁関係を第1とした家族関係が形成されている。

この儒教が掲げる倫理（儒教倫理とでも表現できよう）は，西洋社会でとらえられる倫理の特徴とは異なるようである。その特徴として以下5つをあげるが，このうち対象と内容という2つの観点からそれぞれを整理することができる（尹著，馬越・稲葉訳，1975，pp. 85～90）。

儒教倫理の対象については次の2点があげられる。1点目は，儒教倫理が発揮される場が小集団内（とりわけ，家族関係）に限られるということである。ゆえに，儒教倫理は小集団内の対人関係によって変化するものであり，普遍的な倫理を意味するものではない。

2点目は，公共倫理の意識欠如である。儒教倫理は父子・君臣・夫婦・兄弟など特定の関係性を考慮するのみであり，広く社会一般に対する公共倫理というものをさほど考えない。言い換えれば，特定の関係における私益を第1とし，公益は2の次または思慮しないというわけである。

次に儒教倫理の内容についてであるが，以下の3点があげられる。第1に，差別的人間観である。儒教倫理は家族関係などの小集団で守られるべきものである。したがって，そこには平等な人間観は存在せず，あるのは縦の人間関係を重視した不平等な人間観なのである。また，そこでは自我の存在は認められず，男女の性別による差別や年長者と年少者の上下関係，師弟の服従関係などそれぞれの身分関係がはっきりしている。

第2に，統治者のための倫理である。上下関係がはっきりしている儒教倫理は，統治者が被統治者を服従させる一手段である。それゆえ，儒教倫理は上位者が下位者に対して，服従を維持するための政治倫理や政治道徳となりうるのである。

第3に，形式主義の倫理があげられる。儒教倫

理では形式主義や外形主義といった外観を重視する。そこから体面主義、面子主義といった特徴もしばしば指摘される。

以上のように、韓国の倫理を考える際、西洋のそれとは異なる意味合いをもつことを予め理解しておく必要があるだろう。

3.2 初代政権期における企業倫理問題

韓国において、企業倫理への意識喚起が早かった理由を同国の政府－企業間関係の歴史から紐解いてみよう。

周知の通り、韓国は終戦とその後3年間の米軍政下を経て、1948年に建国される。初代大統領となった李承晩は、対米・対日外交に傾注したため、国内の経済政策にはあまり熱心ではなかった。実際、高いインフレーションが続いた際も、特段有効な政策を打てずにいた。当時の企業家も経営努力に走るよりは政権との密な関係を保つことが企業の生存に有利なことを心得ていた。

それゆえ、李政権発足当初から政権と企業家間には強固な癒着関係ができあがったわけである（愼，2001，p. 504）^(注3)。その癒着関係は強引とも取れる内容であり、政権の権限の強大さがひしひしと伝わってくる。その顕著な例として、以下2つがあげられる。1つは1949年12月に制定された「帰属財産処理法」である。当時、米国管理下にあった旧日本人財産（俗にいう敵産）は韓国政府へと委譲された。そして、その財産の処理をめぐって同法が制定されたわけである。

当初は最高入札者へ払い下げるとされた内容が、実際は政権と縁故関係をもつ者に優先的に払い下げられる結果となった。そして、ついには1954年9月、「処理法第15条」が發布されることにより、「帰属事業体は合法的かつ思想穏健で運営能力のある縁故者に優先的に払い下げる」との文面が付け加えられたのである。

もう1つは、1951年に起きた「重石ドル事件」である。この事件は当時の財務部が輸出品である重石で外貨を獲得し、その外貨で機械、船舶、貨物など復興資材を輸入していた。しかし、外貨の使途が大統領の裁量に委ねられるよう強引に規定が変更されたのである。そして、重石で得たドルは重石を採掘する労働者への食料供給という名目の下、14の特定商社へと配分されてしまった。それにより、その資金で各社は韓国内で不足していた肥料や食糧を輸入するようになり、これらを市場価格で販売して、200億ウォン近くの利益を得た。さらに、そこで得た利益の相当額を政治資金として政権へ献上したとのいうのである（李，2002，p. 92）。

このように、韓国においては建国当初から企業家がいかにして政権との関係を維持するかに重きが置かれていた。そのため、政経癒着が蔓延し、企業家はレント・シーキング（利権獲得）に勤しんだ。企業家自身が企業倫理などを意識することもほとんどなかったのではないかと考えられる（権，1986，p. 124）^(注4)。

3.3 高度成長期における企業倫理問題

その後、李承晩政権が学生クーデターにより打倒され、朴正熙が政権を握った。ここに軍事政権が幕を開ける。朴政権は「不正蓄財処理」などを行い、前政権との癒着関係をもった企業家を断罪した。政権発足当初は、前政権との違いをはっきりさせるため、政経癒着の関係を断ち切ろうという姿勢を国民に顕示したわけである。

しかしながら、同政権の開発独裁体制が結果として、李政権と同様の事態を生むこととなる。朴政権に課された最大の課題は韓国経済の急成長ならびに高度な産業化の推進であり、これらが何にもまして優先されたことは衆目の一致するところである。経済成長を優先するため、韓国政府は

銀行を支配し、財閥企業を統制下に置くなど強政策に出た。企業が経営戦略を実施する際、戦略的意思決定と事業領域の確保は最も重要な課題であるが、いずれにおいても政府がその決定権を握ってしまったのである。これにより、財閥企業は政府のいいなりにならざるを得なかった（郭・韓，1992，p. 86）。政府が経済を主導する中で、財閥企業は政府の政策に呼応すれば金融や租税をはじめとする様々な恩恵を受けることができた。それゆえ、自然と政府政策に順応的な態度を取るようになったのである。

財閥企業も政府を主たるステイクホルダーとし、政府といかに関係を保つかに力を注いだ。特惠を受ける代わりに、企業からも政治資金を提供した。このため、政府－企業間では倫理や社会的善などを考える余地も生まれ得なかった。

姜（1993）も指摘するように、この経済成長優先路線が、李朝時代に培われた伝統的倫理観を消滅させ、これに代わるだけの社会倫理が形成されるにはいたらなかったのである。また、経済発展という国家目標のためには全ての手段が正当化されるという社会風土も形成された。そして、この社会風土が利潤追求こそ企業の社会的責任であるとの考えを堅持させるようになる。これにより、経済成長という目標は達成されたが、その反面、各種の社会問題が引き起こされるにいたったわけである（姜，1993，p. 224）。

いずれにしても、李政権下、朴政権下とも結果として政経癒着が深化し、その過程で倫理上の問題が発生した。企業家にとっても、企業倫理といった意識を内心には秘めていたかもしれないが、実際のところ、企業家の間で喚起される暇はなかった（韓，1996，p. 65）^{（注5）}。もし企業倫理を政府に対し問題提起すれば、企業の生存自体が危うくなったことを承知していたからだろう。

このように、政府－企業間では企業倫理意識は

潜在的であったが、過度な政経癒着や経済成長一辺倒を目の当たりにした韓国社会や国民にとっては、かえって企業倫理の必要性を喚起させた。

実は、韓国社会で企業倫理の重要性が早くから意識されていたことは、趙（1997）の研究からもみて取れる。同研究では1950～70年における社説を調査し、どのような内容がテーマとして取り上げられているかを提示している。この20年間で「政府の特恵的支援」（26.6％）に関する記事がもっとも多いとされているが、次に多いのが「企業倫理」（18.3％）に関する記事だというのである。また、1950～60年代にかけての主たる問題は、経済や経営に関わる問題よりは、密輸や脱税、贈賄や横領といった企業倫理レベルの問題がとりわけ問題視されていると説明する（趙，1997，pp. 237～238）。このように、韓国社会ではいち早く企業倫理の必要性が指摘されていたのである。

この時代、企業倫理や企業の社会的責任への関心がいささか表明されていたことも事実である。1965年には財界代表機関である全国経済人連合会（以下、全経連）が「経済倫理綱領と要綱」を発表した。また、学術界でも林（1965）やチョン（1966）の論文が発表され、社会的責任を問う声もみられた。しかし、いずれも本格的な議論の展開にはいたらなかった。

1970年代に入ると、米国で議論された「企業と社会」や企業の社会的責任の影響もあり、次第にこれらの問題へ注目が集まるようになる。財界からは大韓商工会議所・韓国経済研究センター編（1972）や全国経済人連合会・経済技術調査センター編（1977）が発刊されるようになり、財界としての立場を明示するようになった。学術界では、崔（1979）の論文が、企業の社会的責任に関する国内初の学位論文としてまとめられるようになった。

このように、1960年代に比べると1970年代は徐々に企業倫理や企業の社会的責任に関する議論

が行われるようになったが、価値転換を起こすほどの力量はもち合わせていなかったとみられる。

3.4 企業倫理・社会的責任論の転換期

しかしながら、転機は1980年代にやってくる。1980年代に入ると、韓国では民主化の気運が高まり始め、軍事政権に対する抗議デモが散見されるようになる。それとともに、これまで政府主導の下で成長を遂げてきた財閥企業が、政府の影響力を凌駕するほどの経済力を付け始めた。そして、いわゆる財閥企業の経済力集中問題が取り沙汰される中で、企業権力の拡大と社会への影響力増大が社会問題化したのである。

そこで、学术界をはじめとして、「企業と社会」の関係性を問う声が盛大になり、企業の社会的責任を求める研究が数多く行われるようになった。換言すれば、これまで利潤追求や経済成長といった経済的責任が財閥企業に求められていたが、この頃から労働改善や環境問題への責任問題等、経済的側面以外の社会的責任が本格的に意識されるようになったのである。

この動きに関連して、全経連は1980年に全5項目からなる「企業倫理綱領」を発表するにいたった。さらに、全国経済人連合会・経済技術調査センター編（1981）を発刊し、企業の社会的責任の必要性を改めて訴えるようになった（全国経済人連合会経済・技術調査センター編，1981，p. 120）^{（注6）}。また、決意表明に止まらず、財閥企業は自社の財団を通じた社会貢献活動も展開するようになる（鄭，1996，p. 255）^{（注7）}。

さらに、ソウル大学や延世大学、西江大学といった韓国を代表する大学において、「企業と社会」や「企業倫理」などの関連科目が開講され、学术界からの要求もこれまで以上に高まった（韓，1992，p. 389）。そして、皇甫（1981）や鄭（1988）など、韓国の企業倫理問題に焦点を合わせた学位論文も発

表されるようになったのである。

以上のように、1980年代という時代は、民主化やオリンピック開催など韓国にとっての1つの転換期を迎えるわけであるが、「企業と社会」や企業の社会的責任への意識がいよいよ開花した時期でもあった。

3.5 グローバル下の企業倫理の活発化

その後、1990年代に入り、韓国は軍事政権の終焉から民主政治の誕生を迎える。1993年に当選した金泳三大統領（当時）は「世界化」を1つのキーワードとし、韓国のOECD加盟を第一目標に掲げた。

そのような中で、学术界では韓国経営学会が1991年10月に「企業倫理と経営教育」と題して学術大会を開催した。そこでの議論の内容は韓国経営学会編（1992）に収録されている。また、企業側も製薬業界が1991年に業界としての「企業倫理綱領」を制定した。続いて、1993年にはPOSCO（旧浦項製鉄）が韓国内の企業としていち早く「倫理綱領」を制定した。1994年にはLGグループが「企業倫理規範」を制定し、財閥企業の中では最も早く企業倫理を表明している。その後、現代、三星、韓国電力も自社の企業倫理綱領の制定を発表している。この流れを受けて、全経連も1996年2月に全13項目からなる「企業倫理憲章」を制定し、企業倫理の徹底を呼びかけた（朴・李，2002，pp. 143～144）。

その後、1997年に発生したアジア経済危機、翌年のIMF管理体制下を経て、韓国経済は国家の財政破綻の危機から一転してV字回復をはたした。しかし、この間の急激な変化は韓国経済を一気にグローバル化の波へさらす結果となった（金，2006，pp. 22～23）^{（注8）}。他方、学术界では1998年に韓国企業倫理学会（現、韓国倫理経営学会）が創立され、企業倫理や企業の社会的責任に関する学術論文も増加するようになる。

また、1999年には全経連が「企業倫理憲章」の改定を行うとともに、「企業倫理委員会」を新設した。さらに、韓国政府も「国際商取引における賄賂防止法」を制定するなど、活発な動きがみられるようになった。

2000年以降もその動きは止まることを知らず、新たにCSRという概念が韓国内へ入り込むことで、議論がさらに本格化するようになった（ハンギョレ経済研究所編，2008，p. 25）^{（注9）}。2000年、全経連は「企業倫理実践マニュアル」を発刊し、企業倫理の模範モデルを提示した。翌年には「倫理経営役員協議会」も新設している。韓国政府も「腐敗防止法」を成立させ、汚職や腐敗問題への布石を打っている。また、この動きに合わせて、多数の関連書籍や学術論文も発表されるにいたっている。

このように、政府や財界機関を中心とした取り組みが進められているが、この潮流に企業側も応えている。「倫理経営」や「透明経営」といった新たな造語を生み出し、CSRとともに取り組みの強化が行われているのである。

4. 現状把握 インタビュー調査から

近年、韓国における「倫理経営」、ならびにCSRへの取り組み強化を受けて、筆者はこれまで現地でのインタビュー調査を2度実施してきた。

4.1 大企業および市民団体等へのインタビュー

2007年7月、韓国ソウルを訪問した。訪問先は企業が2社（現代・起亜自動車，SKグループ）、市民団体が2団体（経済改革連帯，経済正義実践市民連合）、財界団体が1団体（全国経済人連合会）、教育機関が1大学（ソウル市立大学）の計6カ所である。

紙幅の都合上、ここでは関係者別に①「倫理経営」やCSRへの取り組みのきっかけ、②「倫理経営」やCSRへの認識およびその内容、③さらなる発展のための課題の3点から整理してみよう。

まず、企業側ならびに財界団体の見解であるが、第1に、「倫理経営」やCSRへの取り組みのきっかけとして、最大の契機は通貨危機とIMF体制にあったとし、それ以降の経営環境の変化や経営上のリスク増大をあげている。

第2に、「倫理経営」やCSRを企業競争力の一環と認識しており、これらへの取り組みが企業イメージの向上へと繋がる点をあげる。そのため、各企業は独自に専門部署や委員会を積極的に設置しており、専門知識をもった担当者も配置しているようである。また、取り組みが法規制の強化に依らず、企業の自助努力で推進することが何より肝要との立場を表明している。

第3に、韓国企業の「倫理経営」やCSRへの取り組みに対し一定の評価を与えつつも、今後さらなる発展のためには、経営者の意識変化、ならびに政府のバックアップが重要であると説いている。

他方、市民団体ならびに学界の見解は、企業側とはやや異なるようである。1つ目に、「倫理経営」やCSRへの取り組みのきっかけは、通貨危機やIMF体制にあるのだが、それ以上に学界や市民団体、あるいは韓国社会からの要求が強くなったためとしている。

2つ目に、「倫理経営」やCSRが企業競争力の一環で実施されている点は、特に問題視していないという点である。「倫理経営」やCSRへの関心がそれだけ高まれば、取り組み動機は問わないという立場であった。しかしながら、「倫理経営」やCSRへの取り組みが企業の自助努力のみでは限界があるとし、政府による何らかの規制強化も必要ではないかと指摘する。

3つ目に、「倫理経営」やCSRへ取り組む企業

数が増えている点、ならびに様々な活動が展開されている点は一定の評価を出している。事実、韓国企業が社会貢献活動を積極的に実施している点は感心している。しかし、一方で未だ法令違反などが顕著である点を鋭く指摘し、企業として当然とされる法令遵守や倫理観の厳守が未だ不足していると批判する。

今後は、「倫理経営」やCSRに取り組む企業数のさらなる増加、ならびに取り組む内容の向上が肝要であり、そのためには経営者および政府関係者の意識変化が何より重要であると念を押した。

4.2 中小企業へのインタビュー

2009年3月、韓国慶尚南道にある昌原市を訪問し、市内にある6つの中小企業の経営者へインタビューを実施した。中小企業へのインタビューのきっかけは、大企業や市民団体へインタビューした際、中小企業の「倫理経営」やCSRへの取り組みが遅れていることを指摘されたためである。

また、昌原市を選択した理由は、同市が韓国有数の工業都市であり、数多くの製造業が点在する場所のためである。訪問した6社の詳細は割愛するが、いずれも昌原市内に本社を置く製造業である。

簡単に結果をあげると、以下3点にまとめられる。第1に、韓国の中小企業への「倫理経営」やCSRへの取り組みのきっかけは、取引関係のある大企業からの要求や経営者の意識変化があげられる。

第2に、韓国の中小企業は「倫理経営」やCSRへの認識が相対的に不足している点である。とりわけ、経営者の多くが「倫理経営」やCSRを寄付や奉仕活動といった社会貢献活動と同等と認識していた。

第3に、中小企業を取り巻く利害関係者は、従業員および地域社会であるという認識が強かった。これは地域に根付く経営を行う上では欠かせ

ない視点であり、当然の結果といえよう。

以上2度のインタビュー調査から、今後の課題をあげるとすれば、それは「倫理経営」やCSRに関する企業側と利害関係者側、双方の認識の乖離をいかに縮めるかということである。企業側としては、「倫理経営」やCSRを積極的に実施しており、このような企業側の努力を知る十分な機会が提供されるべきではないかと考える。そのためには、近年注目されている企業と利害関係者との対話（いわゆる、ステークホルダー・エンゲージメント）の積極的な開催が求められるであろう。

5. おわりに

本稿では、韓国で企業倫理論はいつ頃から登場し、これまでどのように議論されてきたのか。また、「企業と社会」論や企業の社会的責任論が企業倫理論とどのように関連付けられ、議論されてきたのかを考察してきた。本稿で明らかとなった点は、主として下記3点である。

第1に、これらの議論は米国と韓国では議論の流れが異なるということである。即ち、米国では企業の社会的責任、「企業と社会」、企業倫理の順で議論されたが、韓国では企業倫理がいち早く問題視されたということである。

第2に、韓国の企業倫理問題は時の政権や政治システムと深い関わりをもつという点である。李・朴の両政権はそれぞれの性格は異なるが、結果として、政権と財閥企業との癒着関係を促進させた。このような政府－企業間の密な関係から社会問題や倫理上の問題が喚起されるようになったわけである。

第3に、90年以降の急速な変化があげられる。即ち、国際化の進展とともに、企業だけでなく、財界代表機関や政府が積極的に「倫理経営」やCSRへの取り組みを進めている点である。その様

子は、現地で実施した2度のインタビューからも窺える結果となった。しかしながら、依然として、韓国における企業倫理問題には様々な課題が山積している。今後はさらなる研究の蓄積が求められるだろう。

注

- (注1) たとえば、2008年上半期に実施された調査(対象は売上高上位200大企業、回答率は61.2%)によると、回答企業85社のうち60社(70.6%)がCSR推進のための運営部署を設置し、このうち40社(47.1%)がCSRの専門委員会を設置・運営していることが明らかとなった(全国経済人連合会編, 2008, p. 2)。
- (注2) 梅津(2000, p. 28)によると、企業倫理論の登場背景には次の3つの潮流があるとされる。即ち、①経済学・経営学の背景、②アメリカ社会一般からの要請、③哲学・倫理学の背景である。
- (注3) 愼(2001, p. 504)は、企業と政府の関係を「上向き癒着的な関係」と表現している。「上向き癒着的な関係」とは、政府を頂点とする垂直的な権威主義の下で、企業が事業活動を拡張し、政府の政策に呼応する経営戦略を樹立することという。
- (注4) 李政権下の韓国経済では、経済倫理を熟考させる余裕が奪われたとの見方もある(権, 1986, p. 124)。
- (注5) この点について、韓(1996, p. 65)は韓国企業が倫理的なジレンマを感じながら生存競争を生き抜いてきたことを指摘している。
- (注6) 同著では、韓国企業の社会的責任を論じる際、企業だけでなく政府の責任も問うべきだとの姿勢を表明している(全国経済人連合会経済・技術調査センター編, 1981, p. 120)。
- (注7) 韓国の企業財団は、1980年代に入り設立が増え始めたが、1993年の調査によると、81の企業財団の

うち、全体の46.7%の財団が1980年代に設立されている(鄭, 1996, p. 255)。

- (注8) 金(2006, pp. 22~23)によると、韓国は97年の経済危機以降、確実に企業社会へと変化していると説く。その現象として、同著では大企業のエリートが政府関係者のエリートを圧倒している点をあげる。また、三星のような大企業グループが社会への影響力を拡大させていることも指摘する。
- (注9) 韓国では2003年以降をCSRの拡散時期だとみる視点もある。ちなみに、日本で同年は「CSR元年」だとしばしば指摘される(ハンギョレ経済研究所編, 2008, p. 25)。

参考文献

【日本語】

- 李鋌(2002)『整理解雇と雇用保障の韓日比較』日本評論社
- 梅津光弘(2000)「アメリカにおける企業倫理論－その背景、方法、展開－」鈴木辰治・角野信夫編『企業倫理の経営学』ミネルヴァ書房
- 権寧堦(1986)「韓国経済倫理の現況と展望」『アジア公論』第15巻6月号
- 百田義治(2008)「大企業体制の成立と企業社会責任－1920年代までのアメリカを中心として－」鈴木幸毅編『企業社会責任の研究』中央経済社
- 尹泰林著、馬越徹、稲葉継雄共訳(1975)『韓国人－その意識構造－』高麗書林

【英語】

- Howard R. Bowen(1953), *Social Responsibilities of the Businessman*, Harper & Brothers, New York.(日本経済新聞社訳(1960)『ビジネスマンの社会的責任』日本経済新聞社)
- Keith Davis, Robert L. Blomstrom(1966), *Business and its environment*, New York, McGraw-Hill.
- Joseph W. McGuire(1963), *Business and Society*, New York,

McGraw-Hill.

Oliver Sheldon (1924), *The Philosophy of Management*,
Prentice-Hall.

【韓国語】

郭秀一, 韓正和 (1992) 「戦略経営分野における企業倫理問題」韓国経営学会編『韓国の企業倫理－実像と課題－』世経社

韓国科学技術院社会責任経営研究センター・大韓商工会議所持続可能経営院編 (2006) 「我が国企業の社会責任経営の現況および展望に関する調査報告書」

韓国経営学会編 (1992) 『韓国の企業倫理－実像と課題－』世経社

姜明憲 (1993) 「大企業の企業倫理」黄明水編『韓国企業経営の歴史的品格』新陽社

金東椿 (2006) 『1997年以後韓国社会の省察－企業社会への変換と課題－』キル出版

慎侑根 (2001) 『社会重視経営－企業と社会－』経文社

全国経済人連合会・経済技術調査センター編 (1977) 『韓国産業社会展開と企業の社会的責任』

全国経済人連合会・経済技術調査センター編 (1981) 『企業の社会的責任と新たな経営理念』

全国経済人連合会編 (2008) 「国内外 ‘CSR推進組織’ 運営現況と示唆点」全国経済人連合会報告書

大韓商工会議所・韓国経済研究センター編 (1972) 『現代企業の社会的責任』

崔永洛 (1979) 『韓国企業の社会的責任に関する研究－大企業に対する評価を中心に－』ソウル大学行政大学院

趙東成 (1997) 『韓国財閥』毎日経済新聞社

鄭求鉉 (1996) 「韓国企業の社会的責任と社会貢献活動」『延世経営研究』第33巻第2号, 延世大学校

チョン・シギユン (1966) 「韓国経営者の社会的責任」『高大文化』第7巻, 高麗大学校

鄭夏圭 (1988) 『韓国の企業倫理定立に関する研究』嶺南大学校学位論文

林鍾哲 (1965) 「韓国財閥の社会的責任－韓国獨占産業の

分析－」『青脈』第2巻第2号, 青脈社

朴憲俊, 李鐘建 (2002) 「韓国企業の倫理経営1991～2001年－変化と実態－」『企業倫理研究』第4輯, 韓国企業倫理学会

韓奇洙 (1992) 「『企業倫理』の教育に関する研究Ⅰ－韓国と米国の教育実態を中心として－」『梅芝論叢』第9輯, 延世大学校梅芝学術研究所

ハンギョレ経済研究所編 (2008) 『東アジア企業の持続可能経営－韓・中・日 Fortune Global500企業のCSR成果の比較研究－』

韓正和 (1996) 「韓国の企業倫理－現実と対案－」『現象と認識』Vol. 20, No. 4 (韓国人文社会科学院)

皇甫太 (1981) 『韓国企業倫理に関する研究』檀国大学校修士学位論文